

市民後見ひろばニュース No.69 (2024年5月9日)

市民後見ひろば ご参加の皆様

昨年の通常国会において成立した「孤独・孤立対策推進法」に基づき、「第1回孤独・孤立対策推進本部」が4月19日に開催されました。入院時の身元保証や死後の財産処分など「高齢者等終身サポート」を行う事業者向けのガイドライン案が提示されました。下記に、「孤独・孤立対策推進本部（第1回）」議事要旨・配布資料を参照ください。福祉新聞でも報道されております。

○議事要旨

[https://www.cao.go.jp/kodoku\\_koritsu/torikumi/suishinhonbu/dai1/pdf/gijiyoushi.pdf](https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/suishinhonbu/dai1/pdf/gijiyoushi.pdf)

○配布資料

[https://www.cao.go.jp/kodoku\\_koritsu/torikumi/suishinhonbu/dai1\\_shiryuu.html](https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/suishinhonbu/dai1_shiryuu.html)

○政府、高齢者身元保証のガイドライン提示 事業者の運営適正も～福祉新聞

<https://fukushishimbun.com/reha/35027>

今回は、成年後見制度利用促進専門家会議（第2期基本計画期間）における、「第4回地域連携ネットワークワーキング・グループ」の検討概要を紹介いたします。

☆ \_\_\_\_\_ ☆

第4回地域連携ネットワークWGの検討概要～成年後見制度利用促進専門家会議

☆ \_\_\_\_\_ ☆

このワーキング・グループは、対応困難事案に関して取り組んでおります。今回は、関係機関連携フローの試行についての検討です。

○議事録

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001223629.pdf>

[1]試行の結果と試行を通しての気づき

1.厚労省の報告～市町村・中核機関の立場から

(1) 連携が機能した事例

・中核機関に関係機関から寄せられた苦情に対し、中核機関は「連絡シート」により家庭裁判所に連絡。専門職団体が後見人と面談にて状況を確認して、後見人の交代に至った事例がある。

※「連絡シート」についての気づき

「連絡シート」を裁判所側から示されたことにより、家庭裁判所への連絡がし易くなり、連絡項目が明確にされたことによって中核機関が確認すべき項目が明らかになった。

## (2) 中核機関が担い得る役割

- ・中核機関は苦情相談の窓口として一定の役割を担い得るが、人員配置や法的権限に乏しく、個別の課題解決に向けた取組には限界がある。
- ・対応が難しいケースについて、専門職団体、家庭裁判所と中核機関が連携できる「事例検討会」を実施する。

## (3) 連携に当たっての課題

- ・後見人の裁量に関する苦情については、中核機関として判断することは難しい場合がある。
- ・専門職後見人の所属や立場によって認識に差がある。
- ・苦情申立人側と後見人側とで言い分が物別れに終わった場合や相容れない場合の解決は難しい。

## (4) 令和6年度の事業

- ・中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど、市町村支援機能の強化を図る。
- ・中核機関が、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応にかかる関係機関間連携の構築など、中核機関のコーディネート機能の更なる強化を図る。

### ○参考資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001210383.pdf>

## 2.日弁連からの報告～試行を通じた成果と課題

家庭裁判所と連携した苦情フローについて、実証的に検討するまでには至らなかったが、中核機関と専門職団体とが連携した対応は、方向性を見いだすことができた事案が数件あった。

### (1) 試行を通じて得られたこと

- ・調整困難な事案について、中核機関で解決された例、専門職団体で解決できた例、専門相談等のスキームを通じて解決した例など方向性が見えた。
- ・具体的な対応事例までには至らなかった地域でも、それぞれの対応体制を見直すこと、それぞれに報告し合うことで、受け皿づくりとか対応の仕組みについての問題意識を共有することができた。
- ・過去に中核機関に寄せられた相談・苦情への対応事案を振り返り、家庭裁判所や専門職団体とともに検証することで、中核機関としての新たな対応スキーム作りにつながられた。

### (2) 課題について

- ・中核機関と専門職団体と家庭裁判所で、それぞれの苦情対応の実情と対応について共有化すること。

- ・各専門職団体は、中核機関から期待される対応のあり方を共有し、それを担える窓口と体制を整えること。

- ・家庭裁判所は、中核機関と各専門職団体による対応では困難な場合に、監督機関として役割が果たせるか検討する場が必要。

○参考資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001204747.pdf>

### 3.リーガルサポート～関係機関間連携フロー（案）の試行に関する報告

#### (1) 得られた気づき

##### ①中核機関から裁判所への情報提供

- ・苦情等の問題が、不適正・不適切な職務に関するもの以外については、裁判所の適切な関与が難しい場合が多い。

- ・裁判所に情報提供をすべき案件とその必要がない案件との選別の基準が、中核機関として理解されるとよい。

##### ②中核機関の調整機能

- ・各機関・各団体内部の苦情対応フローを知る機会が得られ、連携の可能性や限界等についての共通認識を得ることができた。

##### ③裁量範囲の認識の違い

- ・何を苦情とするかの判断基準が専門職団体や関係機関でばらつきがあり、苦情等対応の難しさを感じた。

#### (2) 課題（整理すべき点）

- ・中核機関は、「公正中立な立場」「本人に寄り添う立場」どちらを重視しているのか整理が必要。

- ・何をもちて後見人の交代を検討する必要があると考えるのか、何をもちて不適切な後見事務であると考えているのかについて、はっきりとした整理ができていない。

- ・中核機関の基本的な役割権限を法律上、ある程度明確に位置付けておくことが今後求められる。

○参考資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001204723.pdf>

### 4.日本社会福祉会～関係機関間連携フロー（案）の試行に関する報告

#### (1) 試行事業で気づいた点

・中核機関の状況によって、後見人等に寄せられる苦情等の内容の捉え方、対応方法の検討が異なることが明らかとなった。

・専門職団体が行う支援の範囲と、中核機関において課題と捉えて対応が必要と考える範囲は重なる部分が多かった。

#### (2) 試行事業の課題

・苦情の捉え方として「明らかな不法行為。このまま放置すると不利益が生じるもの。不利益までは生じないが改善が必要なもの。チーム支援が機能していないものが後見人等への苦情として上がってくるもの。」に整理する必要がある。

・専門職団体による対応が異なること。

・中核機関、家庭裁判所の対応が地域によって異なること。

#### (3) それぞれの機関の役割・機能

##### ①中間機関

「身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係者と連携した対応を行う。」ことについて、法的位置づけがないなかでは実施が難しい。

##### ②家庭裁判所

辞任による後任選任や、追加選任、監督人選任など、家庭裁判所でなければできないことが分断しないように、中核機関・専門職団体と家庭裁判所が情報を共有することや事例検討ができるような法的根拠が求められる。

##### ③専門職団体

それぞれの職能毎に苦情等への対応は異なるが、共通の認識や考え方でスキームをつくっていくことが必要。

#### ○参考資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001204724.pdf>

### 5.最高裁判所～裁判所における取組状況等について

#### (1) 試行期間における裁判所の取組

①専門職後見人等の不適正・不適切な事務に関する連絡が円滑に行われることを目的として、書式（「連絡シート」）を作成。

②試行地域の家庭裁判所において、市町村・中核機関や専門職団体と協議。

③全国の家庭裁判所に寄せられる苦情等の収集。

#### (2) 試行を通じて得られた気付き

##### ①市町村・中核機関から連絡シートが提出された事案

・個別の事件について裁判所に監督を求めるのであれば、不適正・不適切な事務を疑わせる具体的な事情を共有する必要がある。

・不適正・不適切な事務を疑わせる具体的な事情がある事案でも、裁判所によるハードな介入よりも、専門職団体・中核機関との連携によるソフトな関与のほうが、安定した後見事務の確保に資する場合もある。

#### ②裁判所に寄せられる苦情

・後見人の認識と、本人・親族・支援者の期待とが乖離している場合に苦情に発展することが多いが、後見人の裁量の範囲内で行われた後見事務に対する不満や、後見人と本人との関係不全に関しては裁判所では対応できない。

・後見開始により、本人の財産を自由に使うことができなくなったとした親族などからの不満は、裁判所では、苦情申出人の根本的な困りごとや課題を解決することはできない。

#### (3) 後見等事務の体制の見直しに向けた関係機関間の連携

・苦情に併せて後見人交代の要望が出された場合は、本人のための制度であることを踏まえ①本人が交代を望んでいること、②後見人もこれを承諾していること、③新たな後見人として適任者が存在していることで、切れ目のないチーム支援を基盤とした後見事務を行うことができる。

・度重なる苦情などによって後見人自身が疲弊したり、チーム内で孤立している場合は、追加選任が有効である。

・関係機関の性質を踏まえた適切な役割分担や連携を図りつつ、何が本人のためになるかという観点から、地域全体で解決していくことが重要。

・裁判所による適切な監督につなげるため、関係機関から具体的にどのような情報が適当かについては、更なる整理が必要である。

#### (4) 苦情等を生じさせないための土壌づくりの重要性

・制度利用の必要性の検討が十分ではないことや、後見人の役割について地域の関係者間での理解が十分でないことに起因して苦情が生じることがある。

・福祉・行政において権利擁護支援のニーズを適切に見極め、真に必要な事案で後見制度の利用につなげていくことが重要だと思われる。

○参考資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001210603.pdf>

#### [2] 専門家委員による意見交換

・成年後見制度が民法の枠組みだけで改正できるのか、中核機関の役割や苦情解決の仕組みが家庭裁判所を含む地域連携ネットワークだけで対応できるのか、後見業務における相談や苦情という側面からも、中核機関の機能や後見業務に対応する法整備が必要と考える。

- ・不適切な後見事務かどうかという点は家庭裁判所とともにケース検討を行い、全国的な事例を集積していくということが必要なのではないか。
  - ・裁判所によるハードな介入と、専門職団体と中核機関によるソフトな関与の両方持ち合わせるような、独立かつ中立的な立場で活動できる組織や仕組みの法制化なども検討すべきではないか。
  - ・本人のニーズに即して対応するためには、本人の思いや希望の下支えをしながら継続的に関与できる、いわゆるアドボケイトと呼ばれる立場の人たちも必要なのではないか。
  - ・後見人の交代は、現行法の下ではなかなか柔軟にはできないところ、これをできるだけ柔軟に交代できる仕組みができないかというのが、今回の試行だったと思う。
  - ・苦情への対応というのは後見人等の交代のことだけに直結する解決策ではなくて、後見実務の見直しなのだと思う。
  - ・(上山主査) 地域のそれぞれの実情に応じた情報共有の在り方というものを、改めて丁寧に見直す必要がある。一番大切な本人からの意見をどうやって運用の中に生かしていくのかということが指摘された点も大きかった。
  - ・(上山主査) 苦情というふうに一まとめにされてきた中にも、それぞれ背景事情が異なる区分けが見えてきたことは成果だった。
  - ・(上山主査) 中核機関についての機能や役割の再整理ということ、中間検証に向けて議論していく必要があると感じた。
- 以上

☆ \_\_\_\_\_ ☆

【メール配信について】

- 配信停止、メールアドレスの変更、お問い合わせ

[shiminkouken.t@gmail.com](mailto:shiminkouken.t@gmail.com)

☆ \_\_\_\_\_ ☆

【編集・発行】 市民後見ひろば 運営委員会

mail:[shiminkouken.t@gmail.com](mailto:shiminkouken.t@gmail.com)

HP: <https://hiroba-net.skr.jp/>

☆ \_\_\_\_\_ ☆